

事 務 連 絡

平成 23 年 10 月 4 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食品中の放射性セシウムスクリーニング法について

牛肉中の放射性セシウムスクリーニングに当たっては、平成 23 年 7 月 29 日付け事務連絡「牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法の送付について」（最終改正：9 月 7 日）を参照し、実施しているところです。

今般、米及び麦類中の放射性セシウムスクリーニング法の検討がなされたことを受け、標題を「食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」とし、別添を下記のとおり改めることとしましたのでお知らせします。

記

1. 「別添 牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法」を「別添 1 牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法」とする。
2. 本事務連絡の「別添 米及び麦類中の放射性セシウムスクリーニング法」を「別添 2 米及び麦類中の放射性セシウムスクリーニング法」として加える。

(別添)

米及び麦類中の放射性セシウムスクリーニング法

放射性セシウム濃度が暫定基準値よりも確実に低い米及び麦類検体を判別するためのスクリーニング法は、基本的に牛肉中の放射線セシウムスクリーニング法と同様に実施する。スクリーニング法として採用できる分析機器は特に規定しないが、以下に示す性能要件を満たすものとする。また、スクリーニングの結果、放射性セシウムが暫定基準値よりも確実に低いと言えない検体は、緊急時マニュアルに規定されたゲルマニウム半導体を用いたガンマ線スペクトロメトリーにより検査結果を確定するものとする。

1 分析対象 放射性セシウム

2 対象食品 玄米、精米及び麦類

3 分析方法 以下に示す性能を有する方法とする。

性能

バックグラウンド値	下記の測定下限値を担保できる値であること。 バックグラウンド値は試料と同じ容器に同量の水をいれたものとする。ただし、遮蔽が十分な場合はブランク状態の測定値をバックグラウンドとしてもよい。
測定下限値	50 Bq/kg 以下であること。
真度（校正）	適切な標準線源を用いて校正されていること。 校正は1年に1回以上実施する。
スクリーニングレベル	規制値の 1/2 以上 スクリーニングレベルにおける測定値の 99% 区間上限が 規制値レベルで得られる測定値以下であること。

4 検査結果の信頼性管理

ロットを代表する試料を採取するためにランダムサンプリングを行い、採取した試料はよく混合して均一化する。試料容器の容量が小さい場合は、複数測定を行うことにより、検査結果の変動を小さくするように努める。

試料の取り違えを防止する措置を講じる。

定期的にバックグラウンドを測定し、測定下限値が高くなっていないことを確認する。

定期的にブランクを測定し、分析系に汚染がないことを確認する。

定期的に濃度既知の試料を測定し、真度が低下していないことを確認する。

牛肉中の放射線セシウムスクリーニング法と同様にゲルマニウム半導体を用いたガンマ線スペクトロメトリー、NaI(Tl) シンチレーションスペクトロメータ及び NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる方法が、使用可能と考えられる。これら以外の方法であっても、分析方法に示された性能を有していれば使用することは可能である。それぞれの使用に当たっての条件及び分析上の留意事項は、牛肉中の放射線セシウムスクリーニング法に示したものと同一である。

スクリーニング法としての性能の確認方法も、牛肉中の放射線セシウムスクリーニング法と同様であるが、 n_{s50} 及び n_{s250} を評価する際には、容器への充填率が牛肉あるいは水よりも小さく、0.85 程度であることを考慮すること。